

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱

I 目的

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に影響を与える台風の来襲又は発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想される場合、又はその来襲等が確実と判断された場合における災害防止措置の実施に関して必要な事項を定め、船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

II 実施要領

(1) 台風接近に伴う措置等

区分		台風の状況	措置内容
第一体制	(避難準備勧告)	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合。	在港船舶は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難体制を整えること。
第二体制	(大型船等避難勧告)	阪神港（神戸区及び尼崎西宮芦屋区）が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合。	<ol style="list-style-type: none"> 1 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避泊すること。 2 1,000 総トン以上の船舶（フェリー等を除く。）は原則として入港を見合わせる。 3 工事作業船等は作業等を中止し、安全な場所に避難すること。 4 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。
	(全船舶避難勧告)	阪神港（神戸区及び尼崎西宮芦屋区）が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合。あるいは両区が重大な影響を受けると判断されるとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。

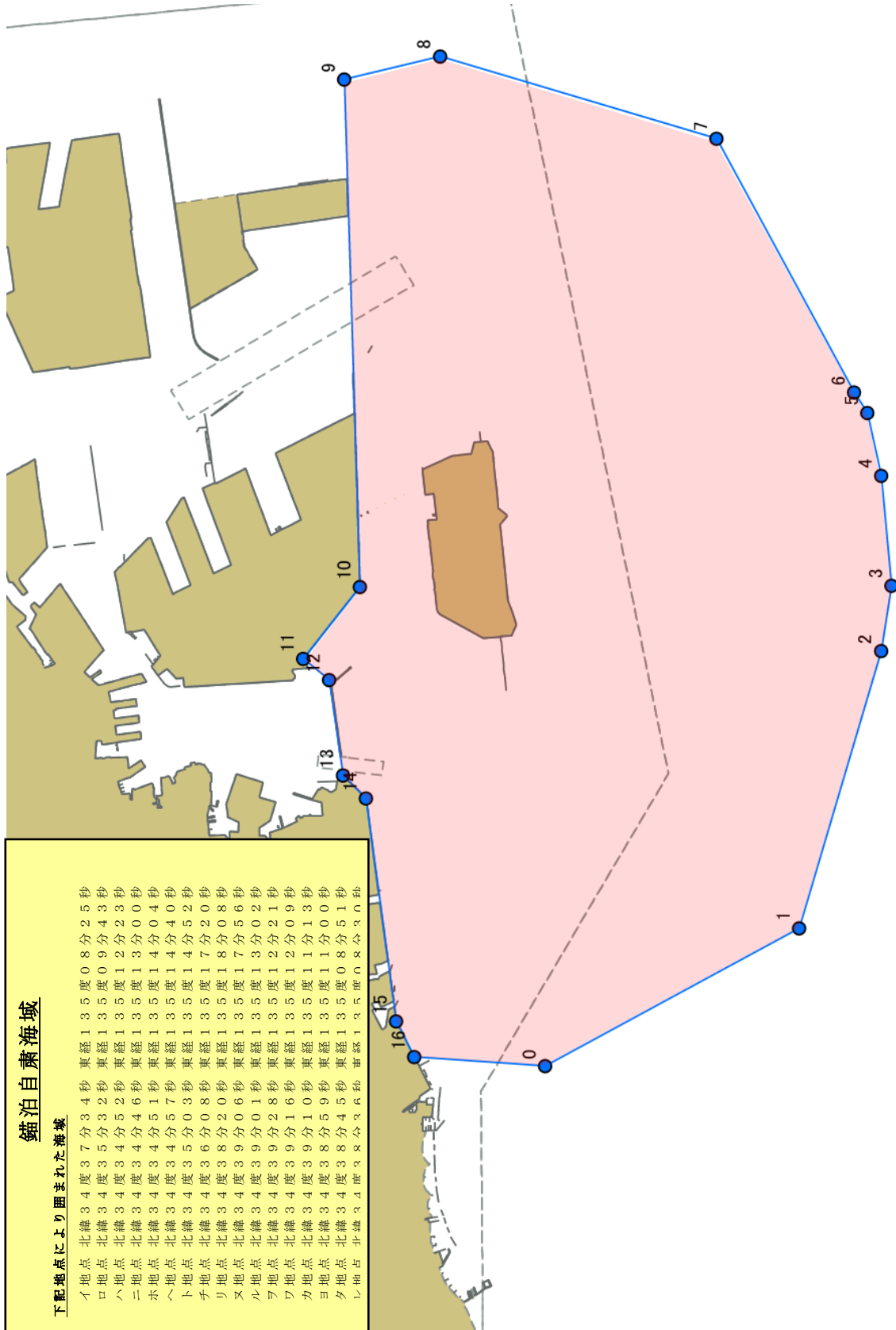
<p style="text-align: center;">第二体制</p>	<p style="text-align: center;">（錨泊自肅勧告）</p>	<p>兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があるると判断されるとき。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 100 総トン以上の船舶は、神戸空港から 3 海里以内の海域（錨泊自肅海域図）に錨泊しないこと。 2 神戸空港から 3 海里以内の海域（錨泊自肅海域図）に錨泊中の 100 総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。 <ol style="list-style-type: none"> ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自肅海域で錨泊する船舶。 ② 海上保安庁の船舶 ③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自肅海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶 ④ 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶
		<p style="text-align: center;">解除</p>	
<p>兵庫県神戸市における暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合。（第二体制（錨泊自肅勧告）発令時）</p>			

- ※ 上記勧告実施時、措置内容として錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
- a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

錨泊自肅海域

下配地点により囲まれた海域

イ地点	北緯33度34分33.4秒	東経133度08分25.5秒
ロ地点	北緯33度34分33.2秒	東経133度09分43.3秒
ハ地点	北緯33度34分52.2秒	東経133度12分23.3秒
ニ地点	北緯33度34分46.6秒	東経133度13分00.0秒
ホ地点	北緯33度34分51.7秒	東経133度14分04.4秒
ヘ地点	北緯33度34分57.7秒	東経133度14分40.0秒
ト地点	北緯33度35分03.3秒	東経133度14分52.2秒
チ地点	北緯33度36分08.8秒	東経133度17分20.0秒
リ地点	北緯33度38分20.0秒	東経133度18分08.8秒
ル地点	北緯33度39分06.6秒	東経133度17分56.6秒
ヲ地点	北緯33度39分01.1秒	東経133度13分02.2秒
ワ地点	北緯33度39分16.6秒	東経133度12分09.9秒
カ地点	北緯33度39分10.9秒	東経133度11分13.3秒
キ地点	北緯33度38分59.9秒	東経133度11分00.0秒
ク地点	北緯33度38分45.5秒	東経133度08分51.1秒
ケ地点	北緯33度38分33.6秒	東経133度08分30.0秒



II The guidelines of Measures

1 Stage of Measures and Details of measures

Stage of Measures		State of Typhoon	Details of measures
PHASE 1	(Recommendation for preparing to evacuate)	If there is possibility of a typhoon (or the developed low pressure) approach to Osaka Bay.	Pay attention for the weather information and the movement of typhoon. Stand by crew on board and stand by engine to taking necessary actions against rough weather and sea.
	(Recommendation for large vessels to evacuate)	If the Ports of Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) are expected to be covered by the storm zone of typhoon (or the developed low pressure) .	<ol style="list-style-type: none"> 1. Vessels with gross tonnage of 10,000 tons or more should, in principle, evacuate from the port. 2. Vessels with gross tonnage of 1,000 tons or more excluding ferry boats should, in principle, not be allowed to enter the port. 3. Vessels engaged in construction works should stop works and move to a safe place. 4. Vessels with gross tonnage of less than 1,000 tons should anchor at appropriate anchorage or moorage without delay.
PHASE 2	(Recommendation for all vessels to evacuate)	If the Ports of Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) will surely be covered by the storm zone of a typhoon (or the developed low pressure) or expected serious influence.	<ol style="list-style-type: none"> 1. Vessels with gross tonnage of 1,000 tons or more should, in principle, evacuate from the port and take all possible measures for safety. 2. Vessels with gross tonnage of less than 1,000 tons should evacuate to safe places of ports and take all possible measures for safety.

PHASE 2	(Recommendation for self-restraint of anchoring)	<p>If a weather phenomenon could potentially arise, such as windstorm or snowstorm related weather warning announcement in Kobe.</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 Vessels with gross tonnage of 100 tons or more should not anchor at the sea area within 3 nautical miles from the Kobe Airport 2 Anchoring vessels with gross tonnage of 100 tons or more at the sea area within 3 nautical miles from the Kobe Airport should leave immediately, except for the following vessels. <ol style="list-style-type: none"> ① Vessels necessarily anchor at the sea area in order to carry out the services that are allowed for the needs of the protection of human life or property, the maintenance of public order or other public needs. ② Japan Coast Guard vessels. ③ Vessels allowed to necessarily anchor at the sea area by Captain of the Port, Hanshin in order to avoid dangers of vessel traffic ④ Vessels allowed by Captain of the Port, Hanshin other than the above.
Stages of Evacuation	Lift the several	<p>The Ports of Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) will be out of effect of typhoon (PHASE 1 PHASE 2 (recommendation for large vessels (or all vessels) to evacuate)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. Vessels evacuated from the port should take appropriate measures to re-enter the port. 2. Each ship obtains information inside the harbor and with attention to regulations

	<p>When a windstorm or snowstorm related weather warning at the Kobe city is lifted. (During the issuance of the Phase 2 (Recommendation for self-restraint of anchoring))</p>	
--	--	--

※ Measures to be taken at the above recommendation , the vessels at anchor and intending to anchor note the following matters to prevent dragging anchor.

a) Maintain communication with Japan Coast Guard.

For example, maintain a continuous listening watch on VHF ch16.

b) Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.

c) Maintain AIS in operation at all times.

- (2) 発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想された場合の措置
 発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想され、阪神港（神戸区及び尼崎西宮芦屋区）が影響を受けると判断した場合、Ⅱ－１（１）に定める措置区分、措置内容に準じて避難勧告等を発令するものとする。

2 台風等情報の早期入手

(1) 公共放送

近畿地方では、テレビ・ラジオにおいて天気予報又はニュースの時間帯（07:00・12:00・17:00・19:00・21:00の前後）等に気象情報が放送されているので在泊船舶は台風等の状況を把握し、避難準備等の措置を講ずること。

(2) 海上保安庁の情報

①無線電話

海上保安庁 の無線放送 和英併用の 信文にて放 送	無線電話	呼出名称 こうべほあん	
		使用電波	16/12 c h

②インターネット

海の安全情報 <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/>

3 避難勧告等周知要領

(1) 伝達手段及び方法

①発令

伝達手段	伝 達 方 法
電 話 F A X メール	神戸海上保安部等から伝達系統に基づき通報。
インター ネット サイト	海の安全情報（沿岸域情報提供システム）に掲載。
無線電話	こうべポートラジオ(国際VHF神戸海岸局)から16/12 c hにて放送。
巡視艇等	神戸海上保安部、神戸市みなと総局の船艇により、拡声器等にて周知。

A I S	神戸海上保安部から神戸区内船舶に通報（英語）
-------	------------------------

②解除

伝達手段	伝 達 方 法
電 話 F A X メール	神戸海上保安部等から伝達系統に基づき通報。
インター ネット サイト	海の安全情報（沿岸域情報提供システム）に掲載。
無線電話	こうべポートラジオから 16/12 c h（V H F）にて放送。
A I S	神戸海上保安部から神戸区内船舶に通報（英語）

（２）避難勧告等周知内容（例文）

①第一体制（避難準備勧告）

阪神港長は、台風○号の接近に伴い○月○日○○○○をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第一体制（避難準備）をとるよう勧告した。

- (1) 在港船舶は、台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。
- (2) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

②第二体制（大型船等避難勧告）

阪神港長は、台風○号の接近に伴い、○月○日○○○○をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第二体制（大型船等避難勧告）をとるよう勧告した。

- (1) 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難すること。

- (2) フェリー等を除く 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
- (3) 工事作業船等は作業を中止し安全な場所に避難すること。
- (4) 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
- (5) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。小型の船舶以外の船舶は、原則として入港を見合わせる。

③第二体制 (全船舶避難勧告)

阪神港長は、台風○号の接近に伴い、○月○日○○○○をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第二体制 (全船舶避難勧告) をとるよう勧告した。

- (1) 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保全等万全の措置をとること。
- (2) 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
- (3) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

④解除 (第一体制 (避難準備勧告))

阪神港長は、○月○日○○○○をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区の第一体制 (避難準備勧告) を解除した。

⑤解除 (第二体制 (大型船等避難勧告又は全船舶避難勧告))

阪神港長は、○月○日○○○○をもって阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区の第二体制 (大型船等避難勧告又は全船舶避難勧告) を解除した。

再入港船は、指示された順位に従い入港すること。

4 避泊錨地の通報

避難勧告により、港外に避難した船舶は、その錨泊位置（別紙メッシュ・チャートの区画番号を用いてもよい）を次のとおり速やかに港長に通報すること。

例 A号が 12 時 35 分にメッシュ・チャートの 223 区画に錨泊した場合
「1235・A号 223」

通報方法は次のとおり

(1) 電話通報（船会社・代理店等経由）

電 話	昼 間	078－391－6551～7(代表)
		078－331－6743
		内線 3773・3774
港長（航行安全課）	夜 間	078－331－6743（直通）

(2) 無線通報

呼出符号又は呼出名称	チャンネル又は周波数	執務時間
こうべほあん	16/12 c h (VHF 電話)	常 時

5 避泊中の通信連絡の保持

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区から対象船舶が避難完了後、こうべポータラジオから避難勧告解除後の入港順位及び入港経路について無線電話により放送される。

各船舶局は、無線の聴守を励行すること。

6 阪神港神戸区における避難勧告の解除に伴う再入港要領

避難勧告の解除に伴い再入港する船舶の航行安全を確保するため、港長により交通整理が行われるので、各船は次の要領により入港すること。

(1) グループ別入航経路

再入港船舶が使用する係留施設により次のとおり区分される。

区分 (グループ)	入航経路	係留施設
A	神戸西航路を入航するもの	第1区内の係留施設
B	神戸中央航路を入航するもの	第2区内の係留施設及び第3区RC-5岸壁以西の六甲アイランド南側岸壁
C	第七防波堤東方から入航するもの	RC-5岸壁以西の六甲アイランド南側岸壁を除く、第3区内の係留施設

(2) 入港順位の決定

入港順位は、港湾管理者・水先人・台風対策委員会の代表が港長と協議し、原則として次の方針によりグループごとに順位が決定される。

- A 避難びょう地の近いものが優先される。
- B 岸壁係留が優先し、ドルフィンはその後とされる。
- C 同一係留施設については奥部のものが優先される。

なお、この決定は、避難勧告により船舶の港外への避難が完了したのち、速やかに行われる。

(3) 入港順位の通知

入港順位が決定されれば直ちにこうべポートラジオから無線電話（16/12c h (VHF)) で原則として欧文によりグループ別・入港順位・船名・呼出符号・着棧バースの順に一括して放送される。

入港順位は、Aグループから順次放送されるので各船は録音して、自船の入港順位及び先船の船名等も、よく把握して入港順位をみださないよう注意のこと。

なお、バースの略号は次のとおり表示される。

- H 兵庫ふ頭
- 数字 新港突堤
- MY 摩耶ふ頭
- PC ポートアイランド、コンテナバース
- PL ポートアイランド、ライナーバース
- R 六甲アイランド
- DOL ドルフィン

(入港順位の放送例文) (例文6)

兵庫ふ頭 JK に入港する SAMUT P R A K A N 号 (信号符号 H. S.)

T. E) が A グループの 1 番船と決定された場合、
 A 1 : S A M U T P R A K A N : H S T E : H - J K . . . と放送され
 (3 回繰り返す)

(4) 入港開始

イ 避難勧告が解除されれば、再入港船舶は、入港経路ごとに指示された順位に従い入港すること。

(水先強制船は、水先人乗船まで避難錨地で待機のこと)

入港順位待ちのため待機する場合は、各グループごとに次の待機海域とする。(待機海域の表現は、下記表のとおり)

(別紙「再入港船の待機場所及び入港経路図」参照のこと。)

区 分 (グループ)	待 機 海 域
A	第一防波堤沖合
B	神戸空港埋立地の沖合～ 六甲アイランド南埋立地の沖合まで
C	第七防波堤沖合 (六甲アイランド南埋立地以東沖合)

ロ 神戸中央航路を經由して入港する B グループについては、混雑緩和のため、入港順位に従い次の時刻割により待機場所に接近すること。

(神戸中央航路を經由して入港する船舶の待機場所接近の目安)

X 時	90 分	120 分	150 分	180 分	210 分 (X 時からの時間経過)
①	②	③	④	⑤	⑥

(X 時：避難勧告の解除時刻)

- | | | |
|---|-----------------|-------------------|
| ① | 1 番船から 5 番船まで | X 時から 90 分まで |
| ② | 6 番船から 10 番船まで | X 時から 90～120 分の間 |
| ③ | 11 番船から 15 番船まで | X 時から 120～150 分の間 |
| ④ | 16 番船から 20 番船まで | X 時から 150～180 分の間 |
| ⑤ | 21 番船から 25 番船まで | X 時から 180～210 分の間 |

ハ 接近、待機にあたっては、航路から十分離れ入航船の航行を妨害しないこと。

ニ 水先人乗船の際は、リーサイドを作りパイロットラダーをおろすこと。

(5) 信号旗の掲揚

再入港船同士が互いに入航経路及び順位を識別できようにするため、バース信号、水先旗の他に国際信号旗による次の特別信号を掲揚すること。

区 分 (グループ)	掲げる信号旗	信号の意味
A	国際信号旗 A 及び順位を示す数字旗	神戸西航路を入航する第○（順位を示す数字）番目の船舶である。
B	国際信号旗 B 及び順位を示す数字旗	神戸中央航路を入航する第○（順位を示す数字）番目の船舶である。
C	国際信号旗 C 及び順位を示す数字旗	第七防波堤東側海域を入航する第○（順位を示す数字）番目の船舶である。

7 再入港以外の入港船舶

再入港以外の船舶は、再入港船の入港を妨げない海域で待機し、原則として再入港船の入港終了後入港すること。

8 備考

- (1) 港湾施設に被害があった場合は、別途指示される。
- (2) 指定錨地から避難した船舶は、順位が指定されないが、他の再入港船の入港終了を待って指定された錨地に投錨するものとする。
- (3) 要請に応じ、別紙様式の避難勧告書が配布される。
- (4) 伝達系統に変更があった場合は、その都度、変更内容を神戸海上保安部航行安全課及び関係者に連絡すること。

附 則

- (1) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 50 年 1 月 19 日）
- (2) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 51 年 4 月 1 日）
- (3) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 51 年 10 月 28 日）
- (4) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 54 年 6 月 1 日）
- (5) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 56 年 6 月 1 日）
- (6) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 58 年 6 月 1 日）
- (7) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正（昭和 62 年 7 月 30 日）
- (8) 神戸港台風災害防止要綱は、神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱とし、一部改正（平成 2 年 5 月 18 日）
- (9) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正（平成 12 年 4 月 1 日）

- (10) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正
(平成 13 年 7 月 25 日)
- (11) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正
(平成 15 年 7 月 5 日)
- (12) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正
(平成 19 年 7 月 13 日)
- (13) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正
(平成 20 年 9 月 18 日)
- (14) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正
(平成 23 年 7 月 5 日)
- (15) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正
(平成 28 年 6 月 6 日)
- (16) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正
(平成 29 年 6 月 30 日)
- (17) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正
(平成 30 年 6 月 20 日)
- (18) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正
(令和元年 6 月 4 日)
- (19) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正
(令和 2 年 3 月 26 日)